

台風時のごみ収集について

※暴風警報発令中は、
ごみの収集は行いません。ごみ処理施設も閉鎖します。

- ◇正午前（～11:59）に暴風警報が解除された場合・・・
 - ・その時点からごみの収集を開始します。
 - ・ごみ処理施設は、安全確認が終了次第、受入れを開始します。
- ◇正午以降（12:00～）に暴風警報が解除された場合・・・
 - ・その日のごみの収集は行いません。必ず次の指定曜日に出してください。
 - ・ごみ処理施設は、その日の受入れを行いません。



台風ごみの取り扱いについて

※台風ごみとは、

台風時に飛散した所有者不明のそ大ごみ(人工物のみ)のことです。

台風ごみが発生した場合は、暴風警報の解除日から14日間以内に、環境課0980-82-1285まで収集を依頼して下さい。無料で収集します。

ただし、それ以降の台風ごみや、所有者が判明しているものについては、市での無料収集はできません。

下記のものは、台風ごみには該当しません。ご注意ください!

通常のごみ出しをお願いします。

- ・自宅から出たごみ（壊れた雨戸、割れた植木鉢、外れた瓦、枝葉等）